

「東京マイ・タイムライン」利用取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、住民の防災意識向上についての普及・啓発活動を効果的に進めていくため、「東京マイ・タイムライン」について、東京都著作権取扱要綱（平成10年7月10日付10財管総第50号。以下「要綱」という。）の規定に基づき、東京都（以下「都」という。）が第三者に「東京マイ・タイムライン」の利用許諾を行う際に必要な事項を定めるものである。

(用語の定義)

第2条 本要領における「東京マイ・タイムライン」とは、都が作成した「東京マイ・タイムライン」のデザイン、写真及びイラスト並びに文字列をいう。

2 本要領に基づき、利用できる「東京マイ・タイムライン」の原稿は以下のとおりである。

ア. A原稿（文字・写真及びイラスト等を一切加除していないもの）

対象：マイ・タイムライン小学校（1～3年生）用、小学校（4～6年生）用、中学校用、高等学校用、一般用、やさしい日本語、英語

イ. B原稿（文字・写真及びイラスト等について一部加除しているもの）

対象：マイ・タイムライン小学校（1～3年生）用、小学校（4～6年生）用、中学校用、高等学校用、一般用、やさしい日本語、英語

(利用目的及び利用方法)

第3条 国及び地方自治体、民間団体、民間企業その他の者は、次の各号を全て満たす場合に、本要領に沿って、東京都知事（以下「知事」という。）の承認を得て本著作物を利用することができる。

(1) 防災意識向上の普及・啓発を目的とし、防災活動の普及・啓発のための広報及び一般図書等における防災対策に関する記事への掲載を行う場合。

(2) 防災意識向上の普及・啓発を目的とし、本著作物を利用した作成物（以下「利用作成物」という。）を、無償で頒布展示する場合。

2 前項に該当しない内容の利用許諾申請があった場合は、要綱に従い処理する。

(「東京マイ・タイムライン」の利用に関する権利)

第4条 「東京マイ・タイムライン」の著作権（著作権法上第27条及び第28条に規定する権利を含む）は、都に帰属し、利用許諾によって移転するものではない。

(利用許諾の申請)

第5条 「東京マイ・タイムライン」の利用許諾を受けようとする者（以下、「申請者」という。）は、あらかじめ利用許諾申請書（別記第1号様式）を東京都知事（以下「知事」という。）に提出し、利用の許諾を受けなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、「東京マイ・タイムライン」の利用が、著作権法に定める著作権の制限に該当する場合は、利用許諾申請を要しない。ただし、該当の判断は利用者の

自己責任によるものとし、利用に係る全責任は利用者が負うものとする。

3 知事は、申請者に対し、必要に応じ資料等の提出を求めることができる。

(利用の許諾)

第6条 知事は、第5条の規定による利用の申請があったときは、その内容を審査し、当該利用の利用目的及び利用方法が適当、かつ第3条第1項に定める利用目的及び利用方法に合致すると認められるときは、利用許諾を行うことができる。この場合において、知事は「東京マイ・タイムライン」の利用方法その他について、必要に応じ条件を付すことができる。

2 知事は、前項に規定する利用許諾を行った場合は、許諾番号を付した上で、利用許諾書(別記第2号様式)により、申請者へ通知するものとする。

(利用者の制限)

第7条 知事は、申請者が次の各号のいずれかに該当する場合は、利用を認めないものとする。

- (1) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第147号)第8条第2項に掲げる処分を受けている団体及びその役職員又は構成員
- (2) 東京都暴力団排除条例(平成23年東京都条例第54号)第2号第2号に規定する暴力団及び同条第4号に規定する暴力団関係者
- (3) (1) 及び (2) に掲げる者から委託を受けた者並びに (1) 及び (2) に掲げる者の関係団体及びその役職員又は構成員
- (4) 東京都契約関係暴力団等対策設置要綱(昭和62年1月14日付61財経庶第922号)第5条第1項に基づく排除措置期間中の者
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に規定する営業を行う者。
- (6) 特定商取引に関する法律(昭和51年法律第57号)第33条に規定する連鎖販売取引を行う者
- (7) 禁錮以上の刑に処せられその執行を終わるまでの者、禁錮以上の刑に処せられその執行を受けることがなくなるまでの者(刑の執行猶予中の者を除く。)、公職にある間に犯した刑法(明治40年法律第45号)第197条から第197条の4までの罪又は公職にある者等のあつせん行為による利得等の処罰に関する法律(平成12年法律第130号)第1条の罪により刑に処せられ、その執行を終わり若しくはその執行の免除を受けた者でその執行を終わり若しくはその執行の免除を受けた日から5年を経過しない者又はその刑の執行猶予中の者並びに法律で定めるところにより行われる選挙、投票及び国民審査に関する犯罪により禁錮以上の刑に処せられその刑の執行猶予中の者
- (8) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当する者
- (9) 税法違反(法人税法(昭和40年法律第34号)違反、所得税法(昭和40年法律第33号)違反、地方税法(昭和25年法律第226号)違反(法人事業税、個人事業税))及び都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(平成12年条例第215号)(建設作業機械等からの排出ガスに含まれる粒子状物質等の量を増大させる燃料の使用禁止)違反がある者
- (10) 政治団体、宗教団体若しくはこれらに類するもの、または特定のこれらを支援若しく

は支援するおそれがある者

- (11) 都の指名停止措置を受けている者
- (12) 法令及び公序良俗に反すると認められる行為を行う者
- (13) 都の信用又は品位を害すると認められる行為を行う者
- (14) その他、知事が不適切と認める者

(利用の制限)

第8条 知事は、前条の規定にかかわらず、申請者の「東京マイ・タイムライン」の利用が次の各号のいずれかに該当する場合、その利用を許諾しないものとする。

- (1) 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれがあるとき。
- (2) 都の信用又は品位を害すると認められるとき。
- (3) 第三者の利益を害すると認められるとき。
- (4) 特定の個人、政治団体、宗教団体若しくはこれらに類するものを支援し、又は支援するおそれがあると認められるとき。
- (5) 特定の政治的、宗教的又は思想的主張を表現したものに関する利用と認められるとき。
- (6) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条各号に規定する営業又はその広告等に利用されるとき。
- (7) 特定の企業、団体、又は商品等のキャラクター等と誤認又は混同を生じさせるおそれがあると認められるとき。
- (8) 特定の商品等を広告・宣伝し、それら商品等の利益に寄与する可能性があると認められるとき。
- (9) 広告・宣伝に使用する場合で、防災に関連していないとき。
- (10) 利用目的が営利を目的とするものであるとき。
- (11) 都の政策と相反する主張を行うものであるとき。
- (12) その他知事が不適当と認めるとき。

(著作権使用料)

第9条 著作権使用料は、要綱第12条に従って処理する。

(利用許諾内容の変更)

第10条 第6条の規定により許諾を受けた者（以下、「利用者」という。）は、当該利用許諾を受けた内容に変更が生じた場合は、変更後の内容について改めて利用許諾手続きを行わなければならない。

(利用上の遵守事項)

第11条 利用に当たっては、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 「東京マイ・タイムライン」の利用目的及び利用方法が第3条第1項に規定するとおりであることに留意し、その趣旨を損なわないよう十分に注意すること。また、利用にあたっては、東京都の著作物である旨を明示すること。
- (2) 利用は、許諾を受けた内容及び範囲に限ること。
- (3) 利用許諾を受けた権利を第三者に譲渡転貸、又は承継しないこと。

- (4) 第三者に再利用許諾を行わないこと。
- (5) 利用作成物の完成品のサンプルを提出すること。ただし、完成見本の提出が困難なものについては、写真等を提出すること。
- (6) 利用作成物は、製造に当たって東京都グリーン購入ガイドを踏まえ、環境に配慮したものとする。
- (7) 故意又は過失により、都に損害を与えることのないよう万全の配慮を行うこと。
- (8) 第三者に利用作成物の製造等を委託する場合は、その委託先との間で、利用許諾を受けた数量を超える製造等が行われないように義務付ける契約を利用者の責任で行い、数量管理を徹底すること。
- (9) 都の著作物を、ホームページ等に掲載し、自動公衆送信（インターネット等の利用により、閲覧者からの求めに応じて自動的に送信することをいう。）しようとする場合は、著作権の帰属及び、法第30条から第50条までに定める著作権の制限に該当する利用に限って認められる旨を明示しなければならない。
- (10) その他各種の法令を順守すること。

（利用状況の報告等）

第12条 知事は、利用者に対し、利用物件一覧（別記第3号様式）により、利用状況について報告を求め、又は調査することができる。

（利用許諾の取消し）

第13条 知事は、「東京マイ・タイムライン」の利用がこの要領及び許諾内容に違反していると認められるときは、当該許諾を取消し、利用者に対し、当利用作成物の回収を命じることができる。

- 2 前項の規定により許諾を取り消された者は、取消の日から「東京マイ・タイムライン」を利用してはならない。
- 3 第1項の規定により利用作成物の回収を命ぜられた者は、速やかにこれを回収しなければならない。
- 4 知事は、前三項の規定により、利用許諾の取消しを受けた者に生じた損害について、一切の責任を負わない。

（利用の非独占性等）

第14条 この要領による利用許諾は、利用者が自己の商標や意匠とするなど、独占してデザイン等を利用する権利を付与するものではない。また、利用者又は利用対象物等について都が推奨を行うものではない。

（経費等の負担）

第15条 都は、この要領による利用許諾の申請又は利用状況の報告及び「東京マイ・タイムライン」の利用の実施に係る経費又は役務を負担しない。

（賠償責任等）

第16条 都は、利用許諾を行ったことに起因し利用者に生じた損失補償等について、一切の

責任を負わない。

- 2 利用者は、利用作成物の作成及び利用に起因して第三者に損害を与えた場合は、これに対し全責任を負い、都に迷惑を及ぼさないように処理するものとする。
- 3 利用者は、「東京マイ・タイムライン」の利用に際して故意又は過失により都に損害を与えた場合は、これによって生じた損害を都に賠償しなければならない。
- 4 知事は、前2項の規定に違反する利用者に対し、必要な措置を行うよう命ずることができるとともに、必要な法的措置をとることができる。

(事務)

第17条 本要領に関する事務は、都総務局総合防災部防災計画課が行う。

(その他)

第18条 この要領に定めるもののほか、取扱いに関し必要な事項は、総務局長が別に定める。

附 則

この要領は、令和元年9月11日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、令和3年4月19日から施行する。
- 2 この要領の施行の際、この要領による改正前の様式において現に残存するものについては、なお使用することができる。その際、修正が必要な場合は、所要の修正を加えるものとする。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。